

全社民発第285号
平成18年10月2日

全国民生委員互助共励事業

都道府県・指定都市実施団体 代表者 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 長尾立子

平成18年度全国民生委員互助共励事業助成金の交付について

全国民生委員互助共励事業にかかる助成金について、次により交付することになりましたので通知いたします。

1. この助成金は、次の内容を対象とします。

- (1) 貴会が民生委員・児童委員の活動強化のための地方共励事業を行うために必要な費用。
- (2) 単位民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という）に交付する指定民生委員児童委員協議会育成費。
- (3) 民生委員・児童委員等を対象として開催する相談に関する研修会にかかる費用。

2. 端数の処理について

- (1) 各項目に100円未満の端数が生じた場合、項目ごとにその端数は切り捨てるものとします。

3. ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議費について

- (1) ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議費についてはその運営費の一部を、それぞれ開催担当となる都道府県・指定都市の実施団体に助成します。

4. この助成金は、次にあげる事項を条件として交付します。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という）会長の承認を受けなければならないものとします。
- (2) 事業を中止又は廃止しようとする場合には、全社協会長の承認を受けなければならないこととします。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに全社協会長に報告し、その指示を受けなければならないこととします。
 - (4) 事業にかかわる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 10 年間保管しておかなければならないこととします。
5. この助成金の交付申請は、別紙申請書により平成 18 年 11 月 10 日までに全社協会長にご提出ください。
6. 助成金の交付手続きは次のとおりです。
- (1) 助成金額は、申請書に基づき審査し交付決定します。
 - (2) 助成金は一括または分割交付します。
7. この事業にかかわる事業実績報告は、別紙様式により、平成 19 年 6 月 14 日までに全社協会長宛にご提出ください。
8. 問合せ先
- 全国社会福祉協議会 民生部 (担当：佐藤、阿部)
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
Tel 03-3581-6747/Fax 03-3581-6748